

■被扶養者認定に必要な書類一覧(「被扶養者(異動)届」の添付書類)■

令和8年4月改定

	必要提出書類 ※(写し)と記載ないものは、すべて原本が必要です。 ※審査上必要と判断した場合は、以下に記載がない書類を追加で提出いただくことがあります。	書類入手先	別居でもよい続柄						同居が条件の続柄		
			配偶者 (内縁含) 父母 祖父母 曾祖父母 兄弟	子 (養子含)			孫・弟妹			左記以外の 3親等内 の親族	
				① 16歳 未満	② 16歳～ 22歳の 学生※	③ ①② 以外	① 16歳 未満	② 16歳～ 22歳の 学生※	③ ①② 以外	16歳 未満	16歳 以上
基本書類	健康保険被扶養者(異動)届	当組合HP	○	○	○	○	○	○	○	○	
	扶養関係現況書	当組合HP	○		○	○	○	○	○	○	
	所得証明書または非課税証明書 ・直近3ヶ月以内発行のもの	市区町村役所	○		○			○		○	
	健康保険資格喪失証明書 ・出生の場合は不要 ・国民健康保険の方は資格情報のお知らせや資格確認書等加入していることを証明する書類(写し)	前加入健保	○	○	○	○	○	○	○	○	
被保険者と同居	住民票 ・世帯全員分で続柄記載有り、マイナンバー記載無し、直近3ヶ月以内発行のもの ・出生の場合、母子手帳の市区町村役所届出ページ(写し)で代用可能 ・住所表示が同じでも住民票上別世帯の場合、被保険者と認定対象者それぞれの住民票と戸籍謄本が必要	市区町村役所	○	○	○	○	○	○	○	○	
	被保険者と別居	市区町村役所	○	○	○	○	○	○			
学生	戸籍謄本 ・直近3ヶ月以内発行のもの	市区町村役所	○	○	○	○	○	○			
	直近3回分の仕送り証明 ・6万円以上/月 かつ 認定対象者の年収を超える生活費/年 の仕送り事実(振込元・振込先・送金額)が確認できる金融機関等の書類(写し) ・次のいずれかに該当する場合は不要 ①配偶者と子(養子含)が被保険者の単身赴任を理由に別居 ②配偶者が22歳以下の子(養子含)の通学のために帯同する別居	金融機関	○		○				○		
学生	学生証(写し)または在学証明書 ・当年度発行または有効期限内のもの	就学先			○			○			
認定希望日が退職後1年以内の方	退職一時金支給あり	退職所得の源泉徴収票(写し)	前勤務先								
	未加入	退職証明書 ・雇用保険未加入であったことが記載されたもの	前勤務先								
		失業給付受給しない	① 離職票1・2(内容確認後、返却します。) ② 失業給付受給に関する誓約書	①前勤務先 ②当組合HP							
	失業給付受給予定	① 離職票1・2(写し) ② 失業給付受給に関する誓約書									
	失業給付受給中	雇用保険受給資格者証の両面または雇用保険受給資格通知(写し) ・直近で交付されたもの ・受給日額が3,612円(60歳以上または障害厚生年金受給者は5,000円)以上の場合、受給期間中は認定不可	ハローワーク	○		○		○		○	
	失業給付受給延長(手続前)	① 離職票1・2(写し) ② 失業給付受給に関する誓約書 ③ 母子手帳の出産予定日と氏名の記載ページ等の延長理由を証明する書類(写し)	①前勤務先 ②当組合HP ③市区町村役所等								
	失業給付受給延長(手続後)	① 受給延長通知書(写し) ② 失業給付受給に関する誓約書									
	失業給付受給終了	雇用保険受給資格者証の両面または雇用保険受給資格通知(写し) ・支給終了印のあるもの	ハローワーク								
離職票交付なし	雇用保険資格喪失確認通知書(写し)	前勤務先									
パート、アルバイト収入がある方	労働条件通知書等の労働契約内容が確認できる書類(写し) ・上記書類がない場合は、直近3ヶ月分の給与明細書(写し)または年間収入見込額証明書 ・給与明細書の月平均額が108,334円(60歳以上または障害厚生年金受給者は150,000円)以上の場合、年間収入見込額証明書が必要	勤務先	○		○		○		○		
年金収入がある方(老齢・障害・遺族)	直近の年金裁定通知書または年金額改定通知書(写し)	年金事務所	○		○		○		○		
無職無収入の方	無職無収入証明書 ・非課税証明書発行不可かつ1年以内に退職の事実がない場合のみ	当組合HP	○		○		○		○		
事業を廃止した方	個人事業の廃業届(写し)	税務署	○		○		○		○		
自営業者(給与/年金以外の収入がある方)	直近2年分の①②③④の書類(写し) ・2年分ない場合は直近1年分 ① 確定申告書 ② 収支内訳書または青色申告決算書 ③ 確定申告書の提出事実・提出年月日が確認できる書類 ④ 収支台帳や明細等 ・旅費交通費、諸材料費等勘定科目の内訳明細を作成された方のみ	税務署	○		○		○		○		
海外居住者	翻訳者の署名がされた以下該当書類の日本語訳	翻訳者									
① 留学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等(写し)	各国の大使館や領事館、通学先、勤務先等	○	○	○	○	○	○	○	○	
② 赴任する被保険者に同行している方	査証または海外赴任辞令または海外の公的機関が発行する居住証明書(写し)										
③ 就労以外の目的で一時的に渡航している方	査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等(写し)										
④ ①～③以外の方	◇当組合へお問い合わせください。										

※「16歳～22歳の学生」は、通信教育・夜間学校等で生計費を得るための就労が可能な方を除きます。